

## 令和2年度

# 郡上市青少年育英奨学資金貸付のご案内

市では、令和2年春 高校、短期大学、大学、大学院、専門学校等に入学予定の方や在学中の方で、経済的理由により修学が困難となっている学生を対象に奨学金貸付を行っています。

この制度は本来の修学者の支援目的に加え、郡上市に定住いただくための政策として同奨学資金の返還時において次の免除制度があります。

本奨学資金を受けた学校を卒業して郡上市に住所を有し、奨学資金を返還される方は、免除申請により計画返還金額の1/2の返還金納付とする制度です。（ただし、年間免除額は20万円が限度で免除申請は毎年です。すでに奨学資金を返還している方の場合は、計画返還に遅滞がなく、かつ、返還者本人に市税等の未納がないことが必要です。）

※「郡上市に住所を有し」とは、単に郡上市に住民登録があるのみではなく、郡上市が生活の本拠地であり日々生活していることが必要です。返還年度毎にその旨を申請する必要があります。

### ■ 貸付対象者要件

- (1) 保護者が郡上市の住民であること。
- (2) 令和2年春に大学等（高校、短期大学、大学、大学院又は専門学校）に入学予定又は大学等に在学中であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であること。（所得基準があります。）
- (4) 学業成績が優秀で勉学に意欲があること。

※貸付対象者要件である所得基準該当については、世帯内所得がわかるものをご用意いただき、郡上市教育委員会 教育総務課までお問い合わせください。

### ■ 貸付内容

区分		貸付金額
一時金貸付	入学時に一括で貸付	50万円以内
月額金貸付	在学中に貸付	高等学校、高等専門学校 月額2万円以内
		短期大学、大学、大学院、専門学校 月額5万円以内

### ■ 利息・返還

- 一時金、月額金ともに無利息です。
- 返還は卒業して半年後から開始されます。返還期間は15年以内です。

### ■ 申請の受付期間

一時金貸付 令和元年12月2日(月)～令和2年3月25日(水)まで

月額金貸付 令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)まで

貸付予算に限りがありますので、申請者が多い場合は、基準に該当していても貸付できないことがあります。

## ■ 申請書類

- (1) 選奨生奨学資金貸付申請書
- (2) 選奨生推薦調書
- (3) 学生本人の住民票の写し（転出した学生の場合は市内保護者と同学生の戸籍謄本）
- (4) 世帯全員の所得（最新）が分かる書類
- (5) 世帯全員の納税証明書
- (6) 在学証明書（一時金は合格通知書の写し）
- (7) その他提出を求めた書類

## ■ 申請から貸付

- 一時金貸付は、随時書類審査をして、決定した方から貸付を行います。
- 月額金貸付は、受付期間の終了後に書類審査をして決定しますので、初年度の貸付は5月後半以降になります。振込は3ヶ月分ごとの年4回払いです。

※ 所得基準や申請書類詳細は、お気軽に下記担当までお問い合わせ下さい。



### 【問い合わせ先】

郡上市教育委員会教育総務課 担当 永瀬 TEL 67-1123 Fax 65-2584